

衆議院選挙において公正で自由な選挙の実現を求める要請書

警察庁長官

中村 格 殿

2021年10月21日

選挙運動の権利を守る共同センター
構成団体 全国労働組合総連合
自由法曹団
日本国民救援会

〔連絡先〕 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
日本国民救援会中央本部 TEL 03-5842-5842

私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、この重要な衆議院選挙（10月19日公示、31日投票）に際し、公正で自由な選挙の実現をめざし、貴庁に要請するものです。

日本国憲法が、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」（前文）と謳っているとおり、選挙は主権者国民が国政のあり方を決める大事な機会です。憲法はまた、主権者国民の権利として「公務員選定の権利」（15条1項）を規定し、公職選挙法は、その第1条で「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われる」ことを求めています。

以上を実現するためには、選挙において、政党や候補者の政策について十分な情報が国民に提供され、それと同時に国民同士が政治について大いに議論し合うことが必要であり、そのために言論・表現の自由（憲法21条1項）が最大限保障されなければなりません。

しかし日本では、選挙における言論・表現活動は、公職選挙法によって不当に制限されています。これは、憲法はもちろん、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約は、「参政権」「意見及び表現の自由」などの権利の享受を規定）にも反するものです。自由権規約委員会は、日本政府に対し、「公職選挙法が、表現の自由及び参政権に対して非合理的な制約を課していることの廃止」を求め（第5回日本政府審査最終所見）、さらに、法律を改正する前であっても「思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す」と厳しい勧告をおこなっています（第6回日本政府審査最終所見）。

警察の活動について警察法は「不偏不党且つ公平中正」を旨とし、「いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」（2条2項）としています。さらに、公職選挙法では、警察官は「選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」（第7条）と定めています。

上記をふまえ、私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、公正で自由な選挙の実現をめざし、以下、要請するものです。

一 言論・表現活動への不当な干渉・制限をおこなわないこと

警察は、選挙において、ビラ配りや街頭での宣伝、インターネットなどSNSをはじめとした、憲法で保障された言論・表現活動が最大限保障されるために、不当な干渉・制限をおこなわないよう強く求めます。

この間の投票率の低下も、主権者国民が積極的に選挙の運動をすることを、警察が規制することで政策などの情報が有権者に届かないことが影響しています。

この間の重要な判決や重大な事例を紹介し、要請するものです。

(1) 三鷹市議ニュース配布事件（最高裁で判決が確定）

東京・三鷹市の住民が、集合住宅の集合ポストに同市議報告のニュースを配布したことに對して損害賠償を求めた裁判で、管理組合や住民による集合ポストへの投函をおこなわないよう求める掲示があったとしても、議員活動報告（政治活動のビラ）1枚を集合ポストに入れることで立ち入ることは建造物侵入罪にはあらず（原告は葛飾マンションビラ配布事件を上げて違法性を主張しましたが、裁判所は本件の集合ポストへのビラ配りと葛飾事件とは立入りの態様（葛飾事件はマンションの7階から3階の各戸ポストへのビラ配布）が違ふと、原告の主張を退けました）、民事上の「不法行為」にもならないと判断しました。この判決は、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）が2021年1月22日に住民の訴えを退け、確定しました。

この判例を全国の都道府県警察本部・警察官に徹底し、マンションの集合ポストへのビラ配布について不当な干渉・妨害をしないよう求めます。

(2) 葛飾法定ビラ配布不当職質・妨害事件

今年おこなわれた東京都議選の選挙期間中、男性が葛飾区内で都議選の法定ビラを配布していたところ、パトカーから降りてきた警察官2人に呼び止められ、「不正なビラではないか。何のビラだ」と職務質問されたので、男性は「法定ビラだ」と説明し引き続き配布をおこなおうとしたところ、警察官は両手を広げて進路を阻み、男性を威圧するという事件が起きました。

そもそもこれは職務質問の法的な要件を満たしていません。このような職務質問を受ければ、その人は法定ビラを配ることを萎縮してしまう恐れがあります。

とりわけ重大なことは、選挙期間中、法定ビラと明らかに認識した警察官がその配布を止めたことです。これは、公職選挙法の職権乱用による選挙妨害罪（226条）にあたる違法行為です。しかし亀有警察署は国民救援会葛飾支部の申し入れに対し、警務課課長らは「事実を確認していないので、それ以上のことは言えない」と、事件の重大性をなんら感じていない回答をおこないました。

警察庁は、ビラを配っているものはすべて違法ビラを配布していないかどうか職務質問をおこなうよう指示でもしているのでしょうか。このような選挙を妨害する不当な職務質問をおこなわないよう都道府県警察・警察官に徹底するよう求めます。

二 買収こそ厳しく取り締まること

買収は、「公明且つ適正」な選挙を妨げる最たるものです。

元法相の河井克行衆議院議員（当時）と妻の河井案里参議院議員（当時）の買収事件に関連して、みずから金銭を受けたと証言している多くの首長や議員などについて、警察・検察は強制捜査もおこなわず、その結果、現金をもらった100人（このなかには、市長・町長、県議・市議・町議、報道によれば300万以上の金をもらった者もいた）が不起訴処分とし、事実上買収を見逃したのです。

ビラ配りや宣伝活動に対して、不当に干渉をする一方で、買収を見逃すなど許されないことです。

買収について、厳正な捜査をおこなうようあらためて求めます。

三 選挙期間中の要求活動の保障をすること

選挙期間中であっても、主権者が自己の政治的意見を表明するために行動することや、労働組合や市民団体がみずからの要求実現のために街頭での宣伝や集会、演説等を行うことは、選挙運動にわたらない限り、公職選挙法違反にはあたりません。

警察が、憲法で保障された言論・表現活動への規制・干渉をおこなわないよう求めます。

四 「企業・団体ぐるみ」選挙を許さないこと

企業や団体などが、その構成員等に対し、利益誘導と強要を交えて特定候補者への投票や選挙運動を強いる「企業・団体ぐるみ選挙」は、憲法が定めた「投票の自由」、個人の「思想・信条の自由」を侵害する行為であり、「利益誘導罪」（公選法第 221 条）にあたる可能性がある行為です。

警察が、「公明且つ適正」な選挙を妨げるこのような上記の行為を厳正に取り締まるよう求めます。

五 謀略ビラや暴力による選挙の妨害を許さないこと

過去の選挙で、特定の政党や候補者・団体を誹謗・中傷する出所不明の謀略ビラ（怪文書）の配布や候補者への暴力、宣伝活動を妨害する行為が発生しています。

こうした行為は、「公明且つ適正」な選挙を妨げるものであり、公職選挙法の「虚偽事項の公表罪」（235 条）、「選挙の自由妨害罪」（225 条）にあたる犯罪行為です。

このような行為に対し、警察が厳正に対処するよう求めます。

六 特定の政党などを敵視せず、適正・公正に責務の遂行を

元警察幹部の著書（*）によれば、警察庁警備局長が警備局の課長会議（1966 年 5 月）で「警察は選挙について、暮れのうちに票読みをやるべきだ。票は、警察としてふやせはしないが、取り締りで減らすことはできる。革新がふえることは、警察が自己の足もとを掘り崩すようなものだ」などと特定の政党・候補者を落選させることを指示しています。

他方、前記の河井夫妻の買収事件では、金銭を受け取ったとされる議員の多くが保守系議員であることなど、警察が不公正な取締りをおこなっているとの批判も起きています。

また、今年の参院選の際、札幌市で安倍首相（当時）に対して「やじ」を飛ばした市民が警察官の身柄を拘束されて、強制的に排除されるという事件が起きました。このような警察官の行為は、政権・与党への批判（言論）を萎縮させるものです。

このようなことはあってはならないことで、前記の警察法および公職選挙法の規定にもとづき、「不偏不党且つ公平中正」「公正」に責務を果たすよう求めます。

*元警視監・松橋忠光氏著『わが罪はつねにわが前にあり』

七 国連機関からの勧告の教育を

自由権規約委員会から、警察官などに対する国際人権規約の教育の徹底が勧告をされています。

国際人権規約および前記の自由権規約委員会からの勧告について、現場の警察官の教育を徹底されるよう要請します。

〈関連法令など〉

日本国憲法

第 15 条 1 項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

同条 4 項 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 21 条 1 項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 93 条 2 項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

警察法

第 2 条 2 項 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

公職選挙法

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第7条 検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

第221条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

第225条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

第226条① 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、…が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追従し、その居宅若しくは選挙事務所に入り等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

第235条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

国連からの勧告

2008年10月に出された自由権規約委員会の日本政府の第5回報告に対する「総括所見」は、以下のように勧告をしています。

「委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下で逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する(第19条及び第25条)。

締約国は、規約第19条及び第25条の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである。」